

## 佐賀市日常生活用具給付事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、在宅の障がい者、障がい児及び難病患者等（以下「障がい者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付することにより日常生活の便宜を図り、障がい者等の福祉の増進に資することを目的とする。

### (用具の種目等及び給付対象者)

第2条 給付の対象となる用具の種目は、別表の種目の欄に掲げる用具とする。

2 用具の耐用年数は、別表の耐用年数の欄に掲げる期間とし、用具の給付後、当該耐用年数が経過しない期間については、その用具の再給付は行わないものとする。ただし、耐用年数の期間を経過する前に、やむを得ない理由により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

3 用具の給付対象者は、市内に居住地を有する別表の対象者の欄に掲げる在宅の障がい者等とする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者は除くものとする。

### (給付の申請)

第3条 用具の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 前項において、難病患者等が申請する場合は、医師の診断書を添付するものとする。ただし、身体障害者手帳を有する難病患者等で、別表の対象者の欄に掲げる身体障害者障害程度等級の要件を満たしている場合は、この限りでない。

3 第1項において、人工内耳用の用具の給付に係る申請については、人工内耳を装着していることを証明する書類を添付するものとする。

### (給付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、必要な審査を行い、用具の給付の可否を決定し、申請者に対し日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）又は日常生活用具給付却下通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により用具の給付を決定したときは、申請者に対し、日常生活用具給付券（以下「給付券」という。）（様式第4号）を交付するものとする。

### (所得制限)

第5条 前条の規定にかかわらず、申請者及び申請者が属する世帯に地方税法の規定による市町村民税の所得割額が46万円以上（第3条による用具の給付の申請を行った月の属する年度（第3条による用具の給付の申請を行った月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度））の者がいる場合は、当該事業の給付対象としない。

(用具の給付)

第6条 市長は、用具の給付を行う場合には、適当と認める用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に日常生活用具給付依頼書（様式第5号）により給付を依頼するものとする。

2 第4条第2項の規定により給付券の交付を受けた者は、速やかに当該給付券を前項の市長が依頼した業者に提出し、用具の給付を受けるものとする。

(費用の負担)

第7条 用具の給付を受けた者（以下「受給者」という。）又はその扶養義務者（以下「納入義務者」という。）は、当該用具の給付に要した費用の額（当該用具の給付に要した費用の額が別表の基準額の欄に定める額を超える場合は、当該基準額の100分の10に相当する額を、給付券に添えて直接業者に支払うものとする。ただし、受給者又は納入義務者が属する世帯の全ての者が市民税非課税者（第3条による用具の給付の申請を行った月の属する年度（第3条による用具の給付の申請を行った月が4月から6月までの間である場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市民税を課されない者）である場合は、100分の5に相当する額とする。

2 前項に規定する市民税の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。）及び特定扶養親族（16歳以上19歳未満の者に限る。）に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように算定するものとする。

3 受給者又は納入義務者が負担する費用（以下「利用者負担額」という。）について、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護者については、利用者負担額を免除するものとする。

5 受給者又は納入義務者は、当該用具の給付に要した費用の額が別表の基準額の欄に定める額を超える場合は、その差額をあわせて負担しなければならない。

(公費負担額の請求)

第8条 用具の給付を行った業者は、当該用具の給付に要した費用の額から利用者負担額を控除した額（以下「公費負担額」という。）を市長に請求することができる。この場合において、当該用具の給付に要した費用の額は、別表の基準額の欄に定める額の範囲内とする。

2 用具の給付を行った業者が公費負担額を請求しようとするときは、請求書に当該用具の給付に係る給付券を添付するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは速やかに支払うものとする。

(用具の管理)

第9条 受給者は、給付を受けた用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、受給者が前項の規定に違反した場合は、当該用具の給付に係る公費負担額の全部又は一部を返還させることができる。

(排泄管理支援用具及び人工内耳用電池の特例)

第10条 市長は、障がい者等の申請の手續の利便を考慮し、排泄管理支援用具及び人工内耳専用電池の給付については、次のとおりとする。

(1) 暦月を単位として、6か月を上限として給付券1枚を交付することができる。

(2) 第7条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行う。

(給付台帳の整備)

第11条 市長は、用具の給付の状況を明確にするための台帳を整備しておくものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市身体障害者日常生活用具給付事業実施要綱、佐賀市身体障害児・者日常生活用具給付事業実施要綱、佐賀市在宅身体障害者福祉機器給付事業実施要綱及び舗装具給付事務の取扱いに関する指針について(平成12年3月31日障第290号)の規定にみなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなし、費用に関しては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、佐賀市難病患者等日常生活用具給付事業実施要綱の規定にみなされた処分、手続きその他の行為は、この要綱の規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなす。

3 既に難病患者等日常生活用具給付事業（平成24年度末廃止）の給付品目を給付されている難病患者等から、修理不能により用具の使用が困難になったことなどのため、用具の給付申請があった場合には、これまで給付していたことを踏まえて対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。